

環境影響評価審査会火力発電所部会議事録

- 1 日時：平成 21 年 8 月 18 日（火）14:00～16:00
- 2 場所：神戸市教育会館 4 0 4 会議室
- 3 議題：姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：朝日部会長、大迫委員、北村委員、澤木委員、菅原委員、田中みさ子委員、
中野委員、西村委員、山口委員、山中委員
- 5 兵庫県：環境管理局长
環境影響評価室長、審査係長他係員 3 名
大気課
- 6 事業者：関西電力株式会社
- 7 関係市：姫路市
- 8 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・資料 1) 姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書及び要約書
 - ・資料 2) 環境影響評価審査会火力発電所部会（第 2 回）議事録
 - ・資料 3) 環境影響評価審査会火力発電所部会（第 2 回）における主な委員意見
 - ・資料 4) 姫路市長意見
 - ・資料 5) 環境影響評価審査会火力発電所部会（第 2 回）における主な委員意見に対する回答
 - ・資料 6) 姫路市長意見に対する事業者見解（回答）の補足説明

9 議事概要

事務局が資料 2、3 により前回部会における主な委員意見について、資料 4 により姫路市長意見について説明し、事業者が資料 5 により前回部会における主な委員意見に対する回答について、資料 6 により姫路市長意見に対する事業者見解（回答）の補足説明について説明。

〔質疑〕

（委員）イトトリゲモの存在は方法書段階では分からなかったが、その後の現地調査で発見された。一般に、このようなケースの対応はどのように扱うべきか、意見のある委員はおられないか。調査を大雑把に行えば希少種が発見されることはないが、調査を丁寧に行えば希少種が発見され、保全対策などの問題が複雑になってしまうことから、希少種を発見してもないがしろにしてしまうことがあり得る。保全対策などの問題が、丁寧な調査の実施を阻害してはならない。

（委員）埋立地などの元々自然がない状態である場所に自然が創造されると、長い時間が経てば意外と希少なものが侵入し、発見されることがあるが、これは良いことだと思っている。事業者としてもそれを売りにして、企業イメージを高めれば良い。環境に配慮することは意義のあることで、周囲からも評価されると考える。

（委員）大阪湾岸線の審査の時に、丁寧な調査を行うことにより、希少な貝が見つ

ったという事例がある。

景観について、フォトモンタージュにより将来の景観予測を行っているが、10年、15年後に現在背景として入っているものがそのまま残っているか分からない。植物についても、将来、トウネズミモチが海岸地域でどのように繁殖するのかは分からないと思う。トウネズミモチの伐採は必要か。

(委員) トウネズミモチの種子がどの程度鳥に運ばれ、分布が拡大していくのかわからないが、鳥を媒体として種子が運ばれることは事実であり、今の段階でできることは伐採しかない。

将来、どの程度分布が拡大しているかはわからないが、近年の状況では、分布が拡大していることは確かであり、在来種への影響が予想される。敷地管理の一環として、また、最近では生物多様性の保全がさげばれており、外来種を駆除して在来種を保全する取組が進められていることから、トウネズミモチについても、駆除する努力は行って欲しい。将来どのようになるかについて、現段階で予想できないとしても、在来種の保全には努める必要があると思われる。

(委員) コアジサシの代替繁殖地としての裸地環境について、逆にセッカにとっては、草原がなければ生息できなくなってしまうが。

(委員) セッカは内陸の草地で繁殖する。ここでは繁殖していない。この発電所の環境で繁殖するとすれば、チドリ類、コアジサシと考えられる。周囲が海であることを考慮すれば、海辺で繁殖している鳥類を優先する対策としても良いと考えられる。

(委員) 大阪府堺市の7-3区埋立地では草地で繁殖している種がある。1種の鳥の生息環境を大事にすれば、他の鳥が生息できなくなる。生物の多様性を保全するために、種を保全するのか、あるいは生態系を保全するのか、この辺りの判断は、今後の難しい問題である。電気事業者が考えるべき問題ではないかもしれないが。

(委員) 振動の予測では、基準点振動レベルは、どのようにして設定したのか。出典が「道路環境影響評価の技術手法」であれば、最近学会で聞いた話では、振動レベルを求める計算式に準備書の10logと違って、実体波と表面波の中間の値から15logが使用されている。また、基準点振動レベルは、地盤の減衰定数を未固結か固結かの2分類で逆算により求められている。

を振動数毎に求める方法であれば、振動の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づくものではないため、単なる振動の伝播式を使ったことになる。そうすると、基準点振動レベルはどのようにして設定したのか。

(事業者) 振動の計算に用いた予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法」ではなく発電所に係る環境アセスメントで従来から用いているものである。また、この予測手法を用いて行ってきた各電力のアセスで振動が問題となった事例もない。

(委員) どちらの手法を使うかは、特段問題視していない。建設機械の稼働に伴う振動の予測に「道路環境影響評価の技術手法」を用いたのであれば、基準点振動

は15logで割り戻したものであるため、準備書に記載された10logの式と合わないのではないかという趣旨である。振動レベルの値が小さいので、影響はないが指摘させて頂いた。

(事業者) ご指摘の点は確認する。

(委員) コアジサシ等の代替繁殖地として創出する裸地面積が拡大されるとのことで安堵しているが、設備更新後の資材置き場が広く、ここに営巣する可能性もあり、作業時に誤ってコアジサシ等に危害が及ばないか心配である。また、配慮に努めて欲しいというレベルの話であるが、今後、コアジサシ等が思いがけない場所に飛来する可能性もあり得ることから、是非、モニタリングを行って欲しい。

また、屋上に砂利を敷き、コアジサシが飛来した事例もあり、参考として欲しい。将来的に可能であれば是非導入して欲しい。

(委員) モニタリングは、どの程度の人数で、どの程度の頻度が必要か。

(事業者) 工事期間中は、繁殖期の4月～7月に、10日に1回程度の頻度でモニタリングを行うことを考えている。

(委員) 工事期間は何年か。

(事業者) 7年間である。

(委員) それであれば、十分発見できる頻度であると思われる。

(委員) 評価書に記載する必要はあるか。

(委員) 個人的には記載して欲しいというレベルであり、強制ではないが、意味があると思っただけならば、是非記載して欲しい。

(委員) 地形影響の予測は数値計算を用いているが、計算範囲は、方位毎に計算を分けて行っているのか、それとも全方位の広い領域で一度に計算しているのか。

(事業者) 方位毎に計算を行っている。

(委員) 水平方向の計算範囲や、高さ方向の計算範囲の情報があれば教えて欲しい。標高の高い場所は、高さ方向の計算範囲も広がるのか。

(事業者) 鉛直方向の計算格子は地上から等間隔ではなく、隣接する格子の比は1:1.02または1:1.2の割合で徐々に大きくなり、地上高3,000mまでが計算範囲となっている。また、水平方向の計算範囲は、風上10km、風下20km、東西方向はそれぞれ20kmが計算範囲となっている。

事務局が答申素案について説明

(委員) 5動物について、「コチドリ、シロチドリ、コアジサシの繁殖地は現状と比べて減少する」と準備書に記載がなかったと思う。

(委員) 書き方が不適切であるので、「繁殖地の環境」といった表現に変えてはどうか。

(委員) 補足資料について、姫路市長意見などは答申に現物を付けないのか。

(事務局) これまで、答申の中に補足資料そのものは付けていない。住民意見や市長意見を審議に当たっての参考資料としているので、答申の中で列挙することにとどめている。

- (委員) そうであれば、補足資料という記載は必要ないのではないかと。
- (委員) 例えば、姫路市長意見の1(4)は本答申素案でどう扱うのか。
- (事務局) 姫路市長意見の1(4)では「影響があると考えられる場合は予測結果を評価書に記載すること」となっており、先ほどの事業者の説明によると影響はないとのことなので、答申素案からは外させていただいた。姫路市長意見1(3)も同様である。
- (委員) 内容は了解するが、姫路市にとって答申素案だけを見ると姫路市の意見がどう反映されているか分からないので、その話を姫路市へ説明した方が良い。
- (委員) 前書きのところで、「環境負荷の低減及び地球温暖化の防止」とあるが、「地球温暖化の防止」を先に記載した方が良い。
- (委員) 地域で二酸化炭素の総排出量が減らないのに、前書きの「地球温暖化の防止に資する事業である」というのが分からない。
- (事務局) 二酸化炭素排出係数が低減することから、全体でみると地球温暖化の防止に資する事業である。
- (委員) 利用率を上げて、二酸化炭素の総排出量を減らすことに違和感がある。
- (委員) 姫路第二発電所の利用率を上げて、他の発電効率の低い発電所の利用率を下げるとのことである。
- (委員) この利用率という話の中に、利用量が増えるのではという世間一般の話が入っているように思える。この事業には関係ない話なので切り離して考えるべきである。
- また、県審査会で議論する内容ではないが、姫路市長意見の8温室効果ガス等には、事業以外の話が多く含まれている。準備書とは関係ないのではないかと。
- (委員) 姫路市長意見の「販売電力量当たりの二酸化炭素排出量」の意味は、普通は「発電電力量当たりの」を使う気がするが。
- (事務局) 事業者全体のという意味であり、業界の方では、使い分けをしているようなので、事業者全体としての販売電力量当たりの二酸化炭素排出量の原単位を下げさせていただくという意味で記載している。
- (委員) 8廃棄物等について、PCBのことを取り上げているが、準備書には廃石綿の記載もあり、健康被害の観点からリスクの高い問題であるので廃石綿についても取り上げた方が良い。
- (委員) 1温室効果ガス(1)の「運転管理に関するマニュアルを作成するなど」とあるが、マニュアル作成が当然のことであるならば、記載しなくても良いのではないかと。
- (委員) 1温室効果ガス(4)は会社全体の方針に関することであり必要ないのではないかと。発電所に何をすれば良いのか分かる内容にした方が良いので、記載するなら発電所に繋がるようにした方が良い。

以上